

産業厚生常任委員会資料

平成28年10月6日

市民生活部生活課

目 次

I 不法投棄について

- | | | | |
|---|-----------------|---|---|
| 1 | 不法投棄の状況及び防止対策状況 | P | 1 |
| 2 | 不法投棄マップ | P | 3 |
| 3 | 不法投棄事例 | P | 4 |

II 加東市良好な環境の保全に関する条例に規定する

- | | | | |
|--|-----------------|---|---|
| | 保護地区の指定（拡大）について | P | 8 |
|--|-----------------|---|---|

I 不法投棄について

1 不法投棄の状況及び防止対策状況

不法投棄の状況

○不法投棄件数

年 度		平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度
不法投棄件数		1 0 8 件	1 7 4 件	1 4 1 件
(内訳)	通 報	3 3 件	2 1 件	3 4 件
	クリーンキャンペーン	7 5 件	1 5 3 件	1 0 7 件

※ 不法投棄：道路、公園、河川及び空き地などに、廃家電品、粗大ごみ、タイヤ及び可燃ごみ等をみだりに捨てる行為。

不法投棄の防止対策状況

『不法投棄を許さない地域づくり』を目指し、地区（自治会）、県、市及び各関係機関がそれぞれの役割を果たし、連携を図りながら、不法投棄防止対策を実施した。

(1) 地区（自治会）による不法投棄防止対策への支援

県及び市は、不法投棄防止に意欲的な自治会を「不法投棄防止地区」として指定し、住民の主体的な活動を支援した。

○支援内容 啓発看板、監視カメラ及び防止ネット等の提供
地区への情報提供、不法投防止対策の協議

○不法投棄防止地区の申出数

年 度	平成 2 5 年度 まで	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	合 計
申出数	3 4 地区	1 2 地区	2 1 地区	6 7 地区
(内訳)	社 地域	2 地区	1 1 地区	3 6 地区
	滝野地域	2 地区	3 地区	8 地区
	東条地域	8 地区	8 地区	7 地区

(2) 不法投棄防止等看板の設置

地区（自治会）等からの要望に応じて市が看板を配布し、地区（自治会）等において、山間部、河川敷、高架下、道路沿い、空き地など不法投棄が絶えない場所に適宜設置された。

○要望件数 2 5 件

○設置数

不法投棄防止	ポイ捨て防止	犬のフン害防止	計
4 0 枚	3 8 枚	4 0 枚	1 1 8 枚

(3) クリーンキャンペーンの実施

区長会の申し合わせにより、各地区（自治会）においてクリーンキャンペーンが実施された。

また、事業所及び各種団体等においても実施されている。

○平成27年度実施日

- ・社 地域 7月12日（日）、9月13日（日）
- ・滝野地域 4月26日（日）、9月27日（日）
- ・東条地域 6月中と9月中に随時実施

○実施回数

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施回数	195回	239回	202回

(4) 行政等による不法投棄防止監視パトロールの実施

市及び県の環境部局、道路・公園等管理部局による市内巡回パトロールを実施した。

また、市、県及び（一社）兵庫県産業廃棄物協会による合同パトロールを実施した。

○合同パトロール実施日 11月17日（火）

○合同パトロール実施地区 岩屋地区

(5) 粗大ごみ・使用済小型家電回収の実施

○平成27年度実施日

- ・社 地域 5月10日（日）、11月8日（日）
- ・滝野地域 5月24日（日）、11月22日（日）
- ・東条地域 5月17日（日）、11月29日（日）

○回収量

（単位：kg）

品 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
使用済小型家電	10,180	15,835	12,500
プラスチック	3,879	4,120	3,520
金属付プラスチック	4,570	5,500	4,210
金属	19,190	20,950	17,000
計	37,819	46,405	37,230

(6) 情報提供及び意識啓発

ごみ減量・リサイクル懇談会（ごみステーションパトロール）を実施した。

○実施地区数 97地区

○参加人数 1,404人

事例①(指定収集袋以外での排出、行為者発見)



場 所 加東市下滝野(ごみステーション)

投棄物 滝野地域指定収集袋に入れていない一般家庭ごみ(お菓子袋、カップめん等)



立会者 下滝野地区保健衛生推進委員
警察、市生活課

内 容 地区役員、警察及び市生活課で現場立会し、廃棄物を調査したところ、行為者を特定できる封筒や薬袋を発見した。行為者を、現場へ同行させ、投棄物を確認させたところ、自らが投棄したものと認めた。行為者にごみを、適正処理するよう指導した。



対 応 警察においては、行為者がごみ出しのルールを理解していなかったことから、悪質性、故意性を判断し、嚴重注意とした。

事例②(道路脇(路肩)に投棄されている建築廃材)



場 所 下鴨川県道311号線道路脇(路肩)



投棄物 塩ビパイプ等の建築廃材



立会者 下鴨川区長、保健衛生推進委員
警察、県道路管理部局、市生活課

内 容 地区役員、警察及び市生活課で現場立会し、廃棄物を調査したが、行為者を特定するものは、発見されなかった。

処 理 投棄物は、行為者が片付けるのが大原則であるが、行為者の特定に至らず、土地管理者である県道路管理部局が回収し、処理した。



対 策 県道路管理部局が道路脇(路肩)に車両が進めないようにポールを設置予定。

事例③(特定家電品目)



場所 加東市上鴨川(住吉神社付近)

投棄物 冷蔵庫1台

立会者 上鴨川区長、警察、市生活課

内容 行為者を特定するものはなし。
投棄物は、行為者が片付けるのが大原則であるが、行為者の特定に至らず、土地管理者である地区が市に持ち込み、市が処理した。



場所 加東市西垂水(加古川河川沿い)

投棄物 テレビ、スピーカー、缶、紙類等

立会者 西垂水区長、保健衛生推進委員、市生活課

内容 行為者を特定するものはなし。
投棄物については、行為者が片付けるのが大原則であるが、行為者の特定に至らず、地区(自治会)と市の協議により、地区が実施するクリーンキャンペーンにより、処理した。

特定家電品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機)を処理する場合は、リサイクル料金が必要になります。また、特定家電品目以外にも、タイヤや粗大ごみ等、処理費用が必要になります。これらのことから、リサイクル費用や処理費用の負担を不正な手段で回避しようとする者が存在し、不法投棄に繋がっている場合があります。

事例④(廃棄物エコ手形制度活用)

廃棄物エコ手形制度とは

管理者不在の民有地等に不法投棄され、撤去義務がある投棄行為者が不明である場合に、地区(自治会)から撤去要請を受け、廃棄物関係業界と地域住民が協働して処理することを目的とした制度です。



場所 加東市高岡

投棄物 コンクリートがら等の建築廃材
ペットボトル等の一般廃棄物
合計28.5m³(コンテナ車7台分)



立会者 高岡地区住民、大栄環境(株)
(一社)兵庫県産業廃棄物協会東播支部
県民局環境課、市生活課



内容 不法投棄された廃棄物を地区住民とエコ手形登録事業者である大栄環境(株)、(一社)兵庫県産業廃棄物協会東播支部、行政が協働して撤去しました。

処理 撤去した廃棄物は、大栄環境(株)で適正に処理されました。



対策 車両進入禁止のネットの設置
不法投棄防止看板の設置

II 加東市良好な環境の保全に関する条例に規定する保護地区の指定（拡大）について

1 現 状

市内で行われる開発行為については、加東市良好な環境の保全に関する条例第84条の規定に基づく自然環境保護地区において、市長に届け出るとともに、開発事業同意申請の必要書類として地区（自治会）等への説明や同意を義務付け、加東市環境審議会への諮問を経て同意をしています。ところが、この自然環境保護地区は、社地域のみ指定されており、滝野地域と東条地域においては届出や申請などの条例の適用を受けていないのが現状です。

2 経 緯

(1) 社町良好な環境の保護に関する条例

住民が健康で文化的な生活を営むために、住民の良好な環境を保護することを目的に、平成4年10月に公布されました。

特に、都市計画区域外の地域における乱開発の防止を目的としています。

(2) 環境審議会に諮り、自然環境保護地区を指定（平成5年1月1日から適用）

①第1種自然環境保護地区（宅地造成工事規制区域）…特に良好な自然環境を保護する地域

②第2種自然環境保護地区…自然環境の保護に努める地域

(3) 加東市良好な環境の保全に関する条例（平成18年3月施行）

合併協議の中で、自然環境保護地区については、社地域のみ指定、滝野地域と東条地域については、都市計画法等の個別法令により自然環境の保全に努めることを確認しています。

3 地区指定にあたってのポイント

(1) 開発行為の施行に際したトラブルへの対応を行うこと。

(2) 既存の保護地区（社地域）との整合を図ること。

4 保護地区拡大の方針

土地の造成や木竹の伐採などの開発行為について、加東市良好な環境の保全に関する条例に規定する自然環境保護地区を見直し、現在、社地域に適用されている保護地区の基準を滝野地域と東条地域にも適用することで、市内全域の自然環境の保全に努めます。

(1) 既存の保護地区と整合させるため、宅地造成等規制法に規定する宅地造成工事規制区域及びそれに準じる区域を第1種自然環境保護地区とし、それ以外の区域と都市計画法第7条に規定する市街化区域を第2種自然環境保護地区とします。

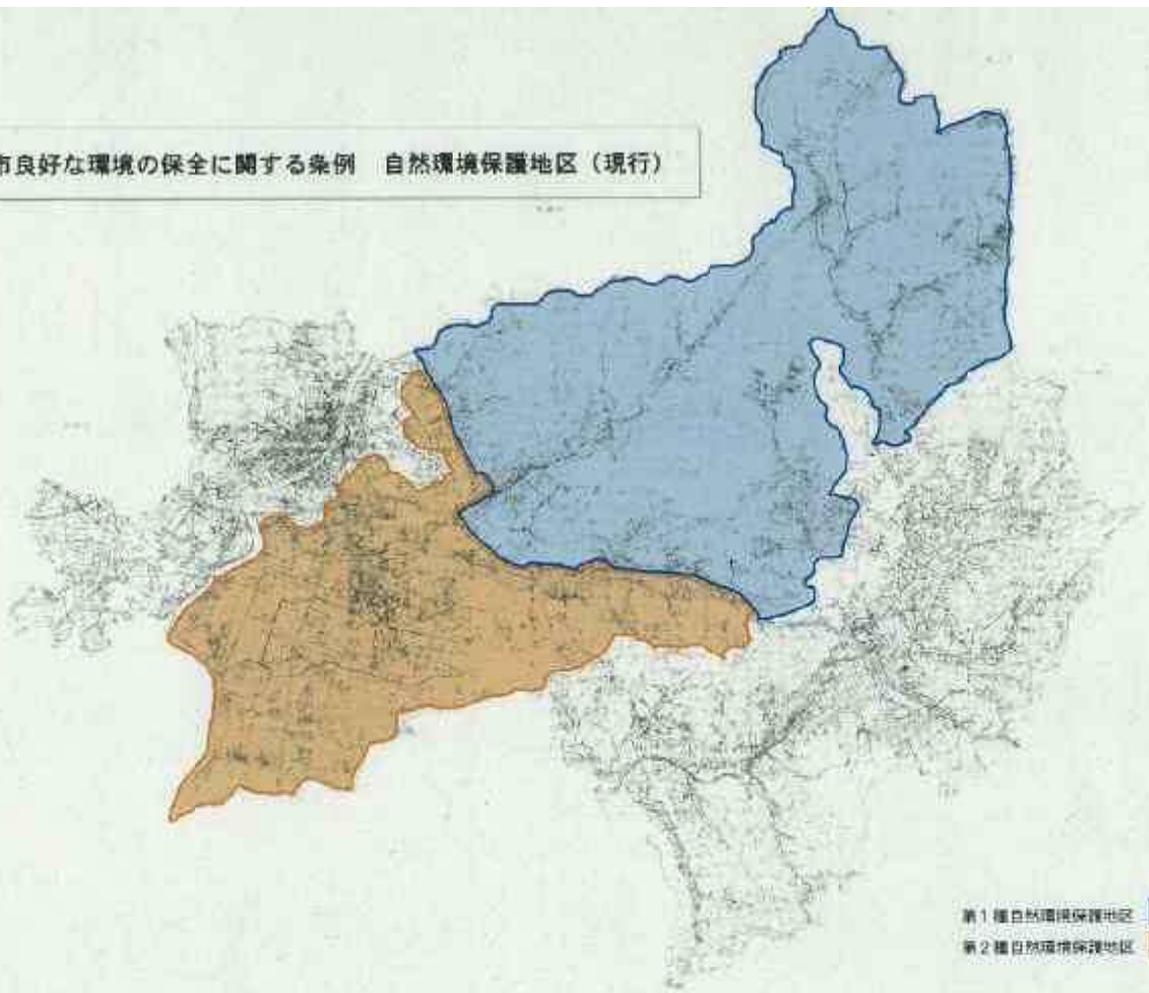
(2) 適用を除外する区域等について、現行制度と同様に規則で規定します。

- ・都市計画区域のうち土地区画整理事業が施行された区域
- ・都市計画法第29条に規定する開発行為

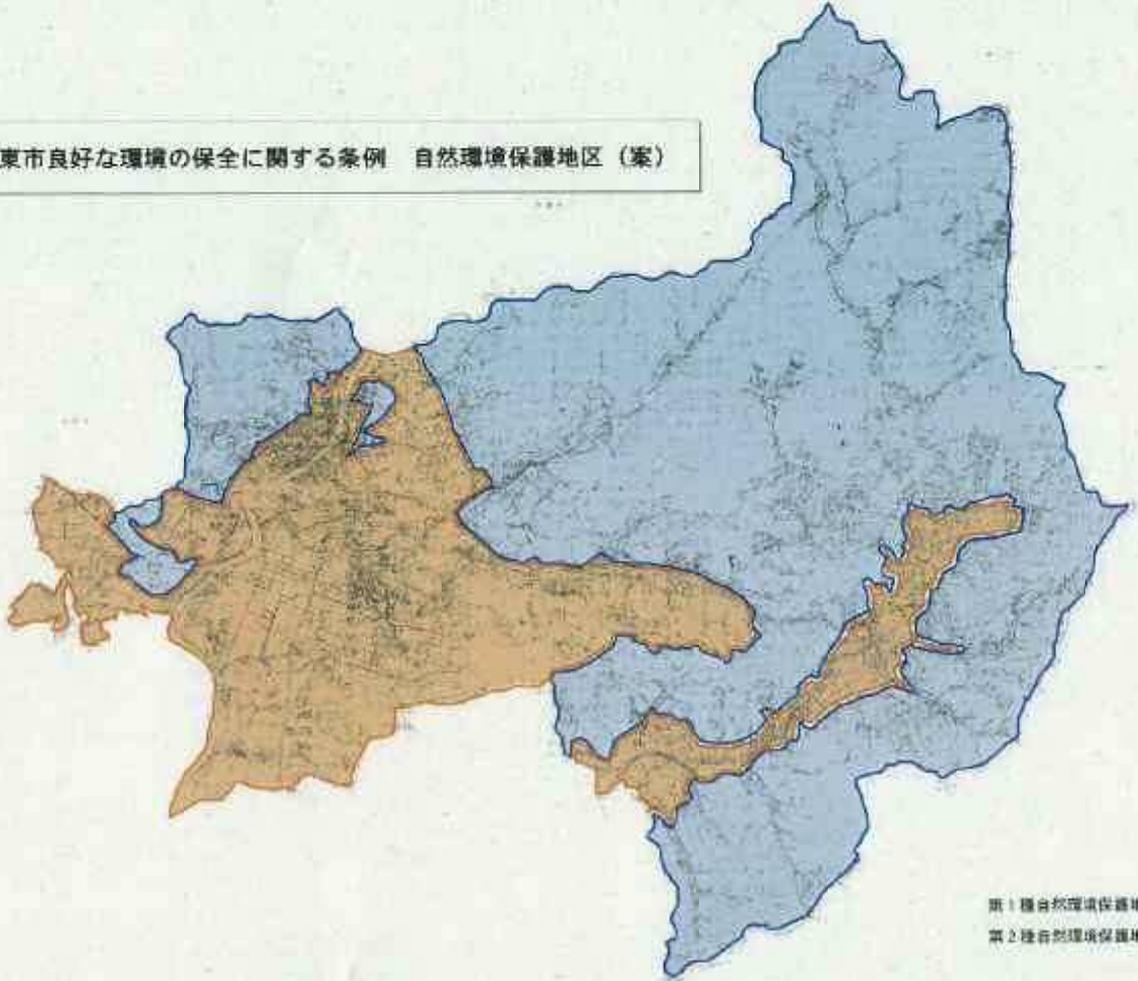
※保護地区指定までのスケジュール（予定）

- (1) 庁内協議
- (2) 産業厚生常任委員会説明（10月）
- (3) 環境審議会へ提案（10月）
- (4) 区長会説明（11月）
- (5) パブリックコメント（11月～12月）
- (6) 市民説明会（12月）
- (7) 区長会説明（2月）
- (8) 環境審議会の審議（3月）
- (9) 自然環境保護地区指定告示（4月）

加東市良好な環境の保全に関する条例 自然環境保護地区（現行）



加東市良好な環境の保全に関する条例 自然環境保護地区（案）



加東市良好な環境の保全に関する条例（抜粋）

（保護地区の指定）

第84条 市長は、自然環境の保全を図るため、次に掲げる地区を自然環境保護地区として指定することができる。

- (1) 第1種自然環境保護地区 水源涵かん養地区及び良好な自然環境を確保するため、特に保護することが必要な地区
- (2) 第2種自然環境保護地区 前号に規定する区域以外で自然環境の保護に努めるべき地区
- (3) 動植物保護地区 自然に生育する動物又は生育する植物を自然環境とともに保護する地区

2 市長は、前項の地区を指定するときは、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により指定する場合は、規則で定めるところにより告示しなければならない。

（開発行為の届出）

第85条 前条の保護地区で開発事業を行おうとする者(以下「開発事業者」という。)は、規則で定めるところによりあらかじめその内容を市長に届け出て、同意を得なければならない。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により同意しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。

加東市良好な環境の保全に関する条例施行規則（抜粋）

（保護地区の指定の告示等）

第41条 条例第84条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

(1) 指定する保護地区の区域及びその名称又は特徴等

2 条例第90条第2項において準用する条例第84条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

(1) 指定の解除又は変更に係る保護地区の区域及びその名称又は特徴等

（開発行為の届出等）

第42条 条例第85条の規定により行う届出は、保護地区内開発行為届（様式第31号）によってしなければならない。

2 前項の届出には、位置図、平面図その他必要な図面等を添付しなければならない。

3 条例第85条に係る開発行為は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物その他工作物の新築、改築又は増築

(2) 宅地その他の造成、土地の開墾土地の形質の変更

(3) 木竹の伐採

(4) 土石類の採取

(5) 水面の埋立て又は干拓

(6) 広告物その他これに類するものの掲出又は設置

（同意を要しない行為）

第43条 条例第85条第1項ただし書きの規定による同意を要しない行為は、次に掲げるものとする。

ただし、第1号、第2号、第3号及び第5号に該当する場合は、面積1,000平方メートル未満の行為に限る。

(1) 農業用に供する目的で行う行為

(2) 林業のために木竹を伐採すること。

(3) 自家用のため木竹を伐採すること。

(4) 土地の形状変更による切土又は盛土する面積が第1種自然環境保護地区にあつては500平方メートル、第2種自然環境保護地区にあつては1,000平方メートルを超えず、かつ、体積が第1種自然環境保護地区にあつては500立方メートル、第2種自然環境保護地区にあつては1,000立方メートルを超えないもの。ただし、周辺の自然環境を著しく害するものを除く。

(5) 農家住宅用地として使用する目的で行う土地の形状の変更

(6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域内の自然植生地を除く地区の開発事業

(7) 国又は地方公共団体等が行う事業で、市長が認めた開発事業

（同意申請書等）

第44条 条例第85条第1項の規定による同意を求めるときは、開発事業者は、開発事業同意申請書（様式第32号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、事業計画書を添付しなければならない。

3 前項の事業計画書には、必要な図面及び書類を添付しなければならない。

（同意）

第45条 市長は、条例第85条第1項の同意又は不同意の決定をしたときは、直ちに開発事業者に対し同意又は不同意の通知をするものとする。

2 条例第85条第2項ただし書きによる審議会の意見を要しない行為は、第43条第1号、第2号、第3号及び第5号とする。